

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市農業集落排水施設条例（平成2年条例第23号）第13条	行為の許可	下水道施設管理課

1 審査基準は、次のとおりとする。

次に掲げる要件に該当すること。

ア 「農業集落排水施設に設置する物件に関する技術基準」（平成16年11月4日下水道部長決裁）に適合すること。

イ 申請内容が農業集落排水施設の維持管理上支障とならないこと。

2 標準処理期間は、20日とする。ただし、道路等の占用を伴う案件については、占用許可に要する処理期間を加味するものとする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。